

福総第1151号
令和4年5月19日

社会福祉法人 イエス団
会長 黒田 道郎 様

兵庫県知事 齋藤 元彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和4年6月15日 から 令和9年6月14日 まで